令和８年（フ）第２２０号
茨城県土浦市小松一丁目12番35―208号　シティパレス明建
債務者　ホンマ　マリア　レオノラ　ソリアノ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２９０号
茨城県土浦市並木三丁目13番５号　五頭住宅１
債務者　代々城富士男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１２００号
埼玉県越谷市大字袋山243番地ラフォンテ越谷203
債務者　山崎　正子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１３号
東京都調布市多摩川５丁目21番地２メインステージ多摩川駅前101
債務者　真船　　丈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1117―405
債務者　木津谷　マリア　テレサ　ペレズ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８２号
東京都八王子市長房町1547番地１コーポ二葉２号Ｃ201号
債務者　大宗　拓矢
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６８９号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原14番地１
債務者　小田原正隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７２３号
東京都町田市真光寺２丁目18番地１真光寺市営住宅１―102
債務者　西村　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７４５号
（住民票上の住所）東京都福生市牛浜98番地高波アパート202号室
債務者　松村　征人
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８２号
東京都町田市忠生１丁目15番地９パークサイド町田忠生203
債務者　菅野　稔則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８６号
東京都昭島市田中町１丁目24番13―206号
債務者　山本　皐幹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０２号
東京都多摩市永山４丁目４番地24―401
債務者　山本絵梨香
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２３号
東京都東村山市秋津町４丁目16番地275
債務者　佐藤加奈子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０８１号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目１番５号
債務者　長田　耕治
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２８４号
横浜市戸塚区名瀬町764番地11　キャッスル希望205号
債務者　下村　峻佑
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２１号
横浜市緑区鴨居４丁目60番11号　ベルトピア鴨居201
債務者　金　尚範（ＫＩＭ　ＳＡＮＧＢＵＭ）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部